（別紙３）

**建設発生土の受入れに関する覚書**

　秋田県北秋田地域振興局建設部長　○○　○○を「甲」、○○　○○（申込者）を「乙」として覚書を締結する。

第１条　甲は、乙に対して建設発生土の搬入（住所：○○○○）を行うものとする。ただし、他の公共事業（以下「公共事業」という。）で建設発生土が必要となった場合は、公共事業への搬入を優先するため、「建設発生土受入地採用通知書」の搬入予定数量を保証するものではない。

第２条　甲は、事業計画の変更等により建設発生土の数量に変更が生じる場合があるため、乙に対して「建設発生土受入地採用通知書」の搬入予定数量を保証するものではない。

第３条　乙は、搬入する建設発生土の土質的条件及びその他条件を指定しないものとする。また、搬入前に甲乙立ち会いのもと、搬入箇所に廃棄物等が混入してないこと及び搬入土に廃棄物等が混入していないことを確認するものとする。なお、廃棄物が混入していた場合、甲は土砂搬入を中止するとともに関係機関に情報提供するものとする。

第４条　乙は、甲による搬入土の搬入開始日までに周辺住民・事業所等に対し建設発生土の受入、期間等を周知して周辺住民等の協力を得るものとし、搬入期間内に苦情・問い合わせ等があった場合は甲乙協力のうえ速やかに対応する。

第５条　搬入期間内の苦情等について、乙の周知不足が原因である場合、甲は建設発生土の搬入を中止する事ができるものとする。

第６条　建設発生土の受け入れに必要となる関係法令等への対応は、乙が適切に行うものとする。また、甲が手続き状況の確認を求めた場合、乙は状況を説明し、必要に応じて許可書の写しを提出しなければならない。なお、乙が適切に対応しない場合、甲は土砂搬入を中止することができるものとする。

第７条　乙は、建設発生土搬入までに支障となる物件等の移設解体及び立木の伐採・抜根、除草を行うものとし、それらの処分を適切に行うものとする。

第８条　建設発生土の搬入に伴い、流末の処理・水抜き対策・法面整形及びその他の対策が必要となった場合は、乙の負担により適切に処理するものとする。

第９条　甲は、建設発生土の運搬から敷き均しまでを行うものとし、転圧締め固めは行わない。

第１０条　乙が搬入箇所で作業を行う場合は、甲の搬入計画に支障とならないよう調整を行うものとする。なお、搬入計画に支障を及ぼすと認められる場合は、搬入予定量に達していなくとも搬入を中止する場合がある。

第１１条　乙は、建設発生土の搬入に支障をきたさないよう敷地内の運営・管理を行い、疑義等が生じた場合、速やかに対応しなければならない。

第１２条　乙は、甲から受け入れた建設発生土を転売などの営利目的に使用してはならないものとする。このことは、搬入完了後においても同様とする。

第１３条　乙は、不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、建設発生土の利用を行うことはできないものとする。万一不正な行為が発覚した場合においては、甲は土砂搬入を即刻中止するとともに、警察等関係機関に通報するものとする。

第１４条　建設発生土搬入の土地所有者が乙以外の場合、土地所有者から異議申立があった場合は、乙が責任を持って処理するものとし、解決できない場合は搬入を中止するものとする。

第１５条　甲は、建設発生土の搬入が完了した場合は、甲乙立ち会いのもと搬入箇所を確認し、「受け渡し完了通知書」を乙に通知するものとする。

第１６条　建設発生土搬入後の管理については、必要となる関係法令の対応を含めて乙の責任で行なうものとする。なお、建設発生土搬入の土地所有者が乙以外の場合は、乙が土地所有者に対してその旨を守らせるものとする。

第１７条　乙が建設発生土の民間受入地の募集の要件及び条件を満たしていないことが確認された場合は、覚書締結後であっても、甲は土砂搬入を中止するものとする。

（雑則）

　この覚書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（附則）

　この覚書を証するため、本書２通を作成し、それぞれ１通を保有する。

　　　　年　　　月　　　日

（甲）秋田県北秋田地域振興局建設部長　○○○○　印

（乙）○○○○　（申込者）　　　　　　　　　　　印